

就労定着支援事業 重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設における就労定着支援サービスの提供の開始にあたり、岡山県条例に基づいて当施設があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. 事業所経営法人

名称	社会福祉法人 健康の森学園
所在地	岡山県新見市哲多町大野 2034-5
電話番号	0867-96-2995
代表者氏名	理事長 黒山 靖弘
設立年月	平成3年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定就労定着支援
事業所の目的	指定就労定着支援 障害福祉サービスを利用して通常の事業所へ雇用された利用者に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者の職場への定着及び就労の継続を図る。
事業所の名称	岡山県健康の森学園障害者支援施設
事業所の所在地	岡山県新見市哲多町大野 2034-5
電話番号	0867-96-2995
管理者	小川 俊一
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none">・当事業所は、利用者に対して、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他支援を適切かつ効果的に行う。・当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。・当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他の障害福祉サービス事業者、地域の保健医療サービスを提供する者などとの連携に努める。
開設年月	平成22年4月1日
通常の事業の実施地域	新見市、高梁市及びその周辺地域

営業日及び営業時間	営業日 月曜日から金曜日、第1・3・5土曜日は午前のみ ただし、土・日・祝日等に営業することがある。 営業時間 平日 8:30~17:15 土曜日 8:30~12:30
サービス提供時間	平日 9:00~16:30 土曜日 9:00~12:00
主たる対象者	知的障害者

3 主な設備

	部屋数	備 考	
居 室	個室 36室	一人あたり	10.6㎡
食 堂	1室	共用	96.2㎡
静養室	2室		35.0㎡
医務室	1室	共用	6.0㎡
洗濯室	3室		52.5㎡
寮附設調理室	3室		36㎡
浴 室	3室		36.75㎡
洗面所	6室		25.65㎡
更衣室	3室		19.28㎡
便 所	3室		49.62㎡
支援員室兼相談室	3室		8.4㎡
集会室	3室		14.6㎡
短期入所居室	3室		4.2㎡
会議室	1室	共用	24.6㎡

当施設では、岡山県が定める基準条例を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

4. 職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

職種	員数	区分				常勤換算後の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			1
サービス管理責任者	1		1			1
就労定着支援員	1				1	0.1

当事業所では、障害者総合支援法で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯 8:30～17:15 (常勤1名)
サービス管理責任者	勤務時間帯 8:30～17:15 (常勤1名)
就労定着支援員	勤務時間帯 8:30～17:15 (常勤1名)

☆ 土日は上記と異なります。

5. サービスの内容

<訓練等給付費の対象となるサービス>

種類	内容
対面による相談支援、指導及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	訪問、電話など雇用先の事業所の事業主等と連絡を取ること、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者、その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者、その他の関係者との連絡調整などの便宜の提供を行います。

<訓練等給付費対象外サービス>

種類	内容	金額
就労支援に必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係る費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂くことが適当であるもの。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活用品の購入代金、病院受診費用や健康診断に係る費用。	実費負担
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 その他の証明書類 1件	20円 100円

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は、利用者に交付します。

6. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「5. サービスの内容、給付費対象外サービス」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

中国銀行 新見支店 普通預金 1470297

フク) ケンコウノモリガクエン

社会福祉法人 健康の森学園

(ウ) 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：中国銀行

7. 利用者の記録及び情報

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 9：00～午後 16：00 です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

8. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 当事業所における要望・苦情等の受付

種 類	内 容
当事業所利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情解決責任者 : 山 田 浩 久・ 窓口担当者 : 小 原 瑞 恵・ ご利用期間 9：00～16：00 月～金（祭日、年末年始を除く）・ 電話番号 0867-96-2995・ 担当者が不在の場合は、事務所まで申し出てください。・ 苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。

健康の森学園 サービス向上委員会 第三者委員	中川初美 新見市哲多町宮河内1582 96-2385 竹本俊郎 新見市新見1234-2 72-7143 小谷廣志 新見市哲多町本郷1028 96-2779 川上由子 新見市哲西町矢田2248 94-2381 ※月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～16:00
市町村の窓口	新見市役所 福祉部福祉課 新見市新見310-3 72-6126 高梁市役所 福祉課障害福祉係 高梁市松原通2043 (0866)21-0200 受付時間 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
岡山県運営適正化委員会	所在地:岡山市北区南方2-13-1 電話番号:086-226-9400 受付日時:月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

9. 事故発生時の対応方法

事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとし、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行うものとし、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名 健康の森学園障害者支援施設

説明者職名

管理者 小川 俊一

Ⓔ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労定着支援サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名

㊞

利用者の扶養義務者・後見人等

住所

氏名

㊞

続柄

連絡先（電話）